

経済国際化と日本の住宅・林業問題

菊 間 満

1. 居住の主権と資源の分権的管理

木造建築を中心とした我が国の住宅供給は、軸組工法（在来工法）自身の変化と非軸組工法（プレハブ、ツーバイフォー）の拡大により伝統的なスタイルを変えつつあるが、衣・食に比較してみるとき、相対的に伝統的な生活様式を強く保持しつつ展開してきた。こうした展開のおもな要因は、第1に木造建築を支える世界的にみても高い技術を有する建築関係労働者（職人）の量的な豊富さ、第2にスギ、ヒノキといった国産材（森林資源）の質の高さと量的豊富さにあった。また、第3にアジアモンスーン帯の東端に位置するといった多雨と高湿度の気候条件が密閉型でない開放型の住宅を必要としたことも重要な事実である。

ところで、1985年以降、アメリカは我が国の住宅市場の開放を強く要求してきた。衣・食について住に関しても、戦後のパクスアメリカーナ政策の一環または総決算として、アメリカ型エルネギー多消費の生活スタイルを我が国に要求し、住宅建築木材に関する国内の諸法規、諸制度、補助金などについての変更を、「規制緩和」を軸に強引に押し通してきた。こうした流れのなかで、居住に関する我が国の文化と主権は今や危機的状況にあるといっても過言でない。

さて、1996年6月にトルコのイスタンブールで開催された第2回国連人間居住会議（ハビタットⅡ）は、第1に「居住の権利」という新しい概念を、独立した「基本的人権」として位置づけ、第2に「持続可能な人間居住」についても、地球環境問題の視点からその重要性を「人間居住に関するイスタンブール宣言」と行動指針（アジェンダ）のなかで明らかにした。また、宣言と行動指針は、来るべき世紀は都市の世紀となるとの認識から、都市と農村の共存をはかる上では、国家の役割と並んで「中規模、及び小規模の地方自治体には特に焦点を当てるべきである」とし、そのためにも「民主的な地方自治体を通じての地方分権化」^{1),2)}が必要であることを明らかにした。

人間にとってもっとも身近な環境問題は住宅問題であり、環境を含めた地球上の有限な資源の中小規模地方自治体による分権的管理の方向が、今世紀最後の国連の開催した地球規模の会議で確認されたことは、今後の住宅・林業問題を考える上で重要な意義をもつものである。そしてその内容は経済国際化のもとで、解体の危機にある我が国の歴史的、伝統的な住生活、住文化の再構築を検討する上でも重要な示唆を含んでいる。

とくにハビタットアジェンダは、持続可能な人間居住について、つぎのように詳細に指摘する。持続可能な生産・消費パターン（特に先進国）の変更、天然資源の効率的かつ合理的利用の促進、

環境上健全な技術、素材及び製品に関する教育訓練の促進、その土地固有のすべての潜在的な資源を総動員すること、できるかぎり現地調達できる資源に基づき現地の建築資材産業を強化すること、文化、宗教及び自然の遺産及び多様性の尊重など²⁾。すなわち、住宅供給の自給原則と国家と地方自治体による主権確立を明らかにしていることも重要な点である。

小論では、以上のように資源の分権的管理と住宅供給の地域性は相互に不可欠であり、そうした視角から経済国際化のもとで危機的状況にある我が国の住宅・林業問題を構造的に明らかにする。また、木造住宅供給の歴史的な担い手である小規模大工・工務店の現状についても分析を加え、地域資源立地型の住宅供給の展望について明らかにする。

2. 我が国の住宅問題の現状

1) 居住権の保障をめぐる格差の拡大

居住権に関する格差は、依然として複雑な様相で拡大しているが、ここでは基本的な2点に限定して分析を試みる。まず最初に、地域間の格差としてこの問題に接近することにする。

表-1は、家計調査における住居費（家計調査年報、総務庁統計局）の推移を1987年と1997年の対比で明らかにしたものである。まず、都市階級別にみると、1987年では小都市B（人口5万人未満）、町村、小都市A（人口5万人以上15万人未満）、中都市（人口15万人以上100万人未満）、大都市（人口100万人以上の市、1987年で札幌市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、97年も同様）の順位になり、最小費の小都市Bに対する最大費の大都市のウエイトは2.35倍であった。1997年には町村、小都市B、小都市A、中都市、大都市の順位に変化し、最小費の町村に対する最大費の大都市のウエイトは2.12倍となった。バブル崩壊による家賃地代の横這い傾向を反映して若干低下したものの、大都市は依然として最高位にある。

この点を大都市圏についてみると、最上位の京浜の最下位に対するウエイトは1.29から1.51倍と格差は拡大している。また、地方別にみても、地域間格差の拡大は比較的明瞭であり、バブル崩壊を反映し家賃地代の伸びに比較して設備修繕・維持費の上昇傾向が明らかである。このように、住宅居住費をめぐる地域間格差は減少せず、むしろ拡大傾向にあるとすらいえよう。

つぎに、格差問題を所得階層性から接近してみる。このために、所得階層別にこの間の推移を「住宅統計調査報告」（全国編、総務庁統計局）の最低居住水準以上の世帯数と同水準未満の世帯数の項目についてみることにする。1988年では、最低居住分類が16区分されていたため、「居住水準以上の室数を満たしている場合」、「水準未満の室数を満たしていない場合」として大きく2区分したが、それによれば水準未満の割合は年収500万円以下で55.5%、500万円～1,000万円以下で46.4%、1,000万円以上で33.5%であり、500万円以下の割合は1,000万円以上の1.6倍であった。1993年では最低居住水準分類が2区分となったが、同水準未満を所得階層別にみると、500万円未満は9.7%、500万円～1,000万円は6.4%、1,000万円以上は3.3%となった。その結果、500万円以下の割合は1,000万円以上の2.9倍となり、1988年に比して格差は拡大したものとみられる。

以上のように、居住権の格差は戦後の政府の持ち家政策をベースとし、加えてとくに近年の公共住宅供給事業の縮小政策により、地域的にも所得階層的にも縮小せず、むしろ拡大すら危惧さ

れるような状況にある。

2) 住宅の健康と安全性に対する不安の拡大

政府は、1968年に住宅総数が総世帯数を上回ったことを根拠に、住宅の絶対的不足は解消し、「質の向上」が課題とのべている。しかし、我が国の住宅統計の不備（1戸の概念がおよそ独立した住居といえないアパートなどを含む）が住宅数の水増しを招いていることが明らかにされており、我が国の住宅問題は依然として量と質の両方の問題をもって存在している。こうした前提にたつて、住宅の質の問題を「住宅需要実態調査」（建設省住宅局、1993年）の「住まいに対する感じ方（全国）」の「住宅及び住環境の総合評価」についてみれば、不満を訴える「多少不満がある」と「非常に不満がある」の合計は、1988年の35.6%から1993年には35.3%と微減を示したにすぎない。質的問題は未解決であり、その解決が急務となっている。

質的問題を「住宅の各要素に対する評価（不満率）（全国）」でみると、第1位の「住宅の収納スペース」について、第2位は「住宅の遮音性や断熱性」となり、これが現在、大手住宅産業を中心に推進させられている「高気密・高断熱住宅」の一つの根拠とされる。しかし、人間の健康を度外視した安易な「高気密・高断熱住宅」、すなわち近代化住宅、工業化住宅は、「室内空気汚染、健康住宅」といった住まいと健康の観点から、「シックハウス症候群」との関連が疑われている。この問題は、近年大きな社会的問題となり、解決の重要性が指摘されている。

「シックハウス症候群」、または「シックビル症候群」とは、建物が原因でなかにいる人たちに異常な症状が発生するケースであり、世界保健機構もその存在を認めているものである³⁾。しかし、その量的把握は、1994年では7,323件を数える「家庭内での不慮の事故死者数」（人口動態統計、厚生省）とは異なり、その量的把握はかなり困難であるが、微生物・ダニと室内空気汚染、住居の湿湿度管理の困難、新建材に含まれる化学物質によるアレルギー問題として把握されている。

表-1 家計調査における

年次	項目	全国	全都市	人口 5万以上 の都市	都市階級					北海道
					大都市	中都市	小都市A	小都市B	町村	
1987	住居	15,170	16,470	17,097	21,385	16,015	14,366	9,092	9,107	15,112
	家賃地代	10,178	11,564	12,129	16,244	10,900	9,810	4,911	3,704	10,616
	設備修繕・維持	4,992	4,906	4,968	5,140	5,115	4,556	4,181	5,403	4,496
	設備材料 工事その他のサービス	1,153 3,839	1,166 3,740	1,169 3,799	817 4,323	1,158 3,956	1,551 3,005	1,132 3,050	1,091 4,312	937 3,559
1997	住居	22,308	24,158	24,919	30,052	23,643	21,383	14,423	14,185	17,555
	家賃地代	13,249	14,731	15,483	20,680	13,772	12,571	5,140	6,743	10,066
	設備修繕・維持	9,059	9,426	9,437	9,373	9,871	8,813	9,284	7,442	7,488
	設備材料 工事その他のサービス	1,632 7,427	1,730 7,697	1,724 7,713	1,729 7,644	1,578 8,293	1,950 6,862	1,800 7,484	1,205 6,237	2,175 5,313
87年対比	住居	147	147	146	141	148	149	159	156	116
97年指数	家賃地代	130	127	128	127	126	128	105	182	95
	設備修繕・維持	181	192	190	182	193	193	222	138	167
	設備材料	142	148	147	212	136	126	159	110	232
	工事その他のサービス	193	206	203	177	210	228	245	145	149

注：都市階級のうち、大都市とは1987年では札幌市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋、京都市、大阪市、神戸市、とは5万未満の都市。

資料：総務庁統計局「家計調査年報（1987年、1997年）」より作成。

この点を、たとえば横浜市が1996年度に実施した市民5,400人を対象にしたアンケート調査にみると、「健康について現在抱えている問題」のうち、設問11項目中、アレルギーが第1位、ダニ対策が第4位と高位をしめていることから、問題の大きさがおおそ類推できる。⁴⁾

さて、「シックハウス症候群」は住居の衛生問題の一環であり、現在の住居に関連した衛生問題の原因を明らかにするのは、問題解決の前提である。以下、諸原因を紹介する。⁵⁾

「①アルミサッシの使用による気密性能が向上、②換気用小窓・小孔がなく自然換気不足、③新材材の普及、④畳の上に絨毯を使用し、ダニ・カビが発生、⑤掃除しないことによるダニ・カビの発生、⑥殺虫剤・農薬の使用、⑦部屋の温度と湿度の管理不良による不快、⑧部屋の排気不良と室内空気汚染の発生、⑨エアコン使用と機器管理の欠落、⑩飲み水の安全性の確保、⑪台所の排水と環境汚染、⑫ゴミ処理の問題」。以上の12項目中、9項目が住宅の高気密・高断熱化、工業製品としての建築資材に起因する問題であることは極めて重要である。

したがって、こうした「シックハウス症候群」は、政府の進めてきた「住まいの温熱環境と省エネ論」にたつ住宅の近代化政策による高気密化・高断熱化住宅の増加（図-1）とはほぼ並行的に増加してきた。とくに、新築住宅の「保断熱構造化」率についてみれば、地域的には北海道が発し、全国的には1975年に30%程度であったのが、現在（1995年、引用者）では90%を超えるまでに至っている。⁶⁾

3) 建材と工法上の問題

住宅の近代化、すなわち工業化をここでは2点に限定して分析する。第1は、もっとも自然な建築素材としての木材使用量の変化であり、第2は高気密・高断熱工法と一体の関係にある住宅設備ユニット等の導入の問題である。

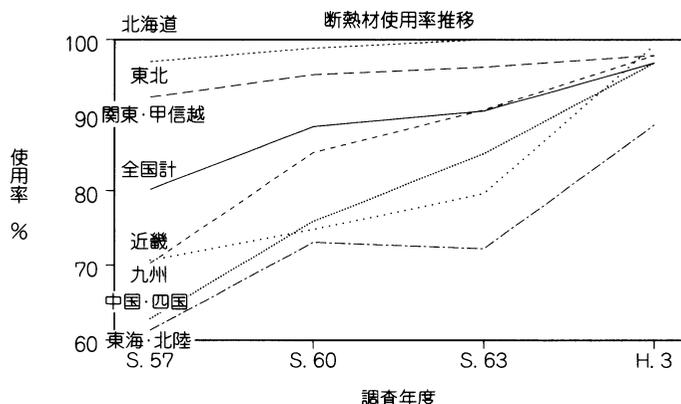
まず、住宅1戸に使用する木材の量は、伝統的に「坪当たり（木材の）石数」と呼ばれるもの
住居費の推移

（単位：円）

地 方									大 都 市 圏			
東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	京 浜	中 京	京阪神	北九州・福岡
11,928	18,909	11,700	12,653	14,600	12,465	10,746	13,382	14,787	20,004	14,135	15,341	15,448
7,174	12,716	5,574	8,004	10,254	7,755	7,872	9,855	12,800	14,093	9,592	11,181	11,137
4,753	6,193	6,126	4,649	4,346	4,710	2,873	3,527	1,988	5,911	4,544	4,160	4,311
1,340	1,080	1,993	1,481	926	1,328	949	1,028	511	1,006	1,474	952	1,447
3,414	5,112	4,133	3,168	3,420	3,381	1,924	2,499	1,477	4,905	3,070	3,209	2,864
14,235	28,761	16,140	16,186	24,559	17,886	19,084	17,870	15,682	30,004	18,411	25,850	19,479
7,781	17,828	6,201	10,340	14,626	10,267	9,242	9,689	13,653	19,134	12,676	16,037	12,656
6,454	10,933	9,939	5,846	9,933	7,619	9,842	8,181	2,029	10,870	5,736	9,813	6,823
1,095	1,793	2,016	1,215	1,760	1,356	1,694	1,450	1,221	1,793	1,304	1,663	1,087
5,359	9,140	7,923	4,631	8,173	6,263	8,147	6,730	808	9,077	4,432	8,151	5,736
119	152	138	128	168	143	178	134	106	150	130	169	126
108	140	111	129	143	132	117	98	107	136	132	143	114
136	177	162	126	229	162	343	232	102	184	126	236	158
82	166	101	82	190	102	179	141	239	178	88	175	75
157	179	192	146	239	185	423	269	55	185	144	254	200

北九州市、福岡市、中都市とは人口15万以上の都市（大都市を除く）、小都市Aとは5万以上15万未満の都市、小都市B

図-1 断熱材使用率からみた断熱構造化の推移



資料：坊垣和明「3. 日本の住宅構造」（厚生省アレルギー総合研究事業「住宅班」『アレルギーと住環境—アレルギーにならないためとアレルギー症状を軽くするための住まい方マニュアル』（財）ビル管理センター，1996年，5頁より引用）

であり，都市地域では低く，農村・山村地域では高いという歴史的な傾向を示してきた。現在では m^2 当たりの木材使用量といわれる「坪当たり石数」に関し，その時系列的な実態把握は住宅供給が規模，構造，工法，地域性，歴史性等において多様性をもつ故，かなり困難である。しかし，1977年の民間機関の調査によれば，木造のうちで軸組工法住宅の使用量は $0.185 m^3/m^2$ であったものが，1985年には $0.179 m^3/m^2$ と若干減少し，1993年には $0.191 m^3/m^2$ と若干増加した。しかし，伝統的な軸組工法住宅では， $0.25 m^3 \sim 0.32 m^3/m^2$ が基本とされていることからみると，大きく減少したことになる。その結果，木材価格の低下と相まって，木造住宅建築コストにしめる木材コストは現在では木工事の構造材に限定すれば20%程度に低下した。

つぎに，高气密に関連し，水回り（台所，風呂，トイレ）などを内容とする住宅設備ユニットの導入は1985年から1990年までのわずか5年間で数量で516,684台，金額で84,419（百万円）から，1,301,638台，279,256（百万円）に，それぞれ251%，341%に増加した。とくに浴室ユニットについてみれば，全ユニットにしめる割合は数量で62%から68%に，金額で60%から72%にまで増加した。（通商産業省大臣官房統計調査部編『平成3年版通産統計ハンドブック』1991年）

ちなみに，同期間の建築物着工床面積の増加は総計で142%，構造別では木造で116%，非木造で154%であることから，住宅設備ユニットの導入は高水準に進んだことが明らかである。構造別にみると非木造で，建築主別にみると会社法人で，つぎに木造ではプレハブ，ツーバイフォーの個人で，そして在来工法の用途別では居住専用の順で導入が進んだ。（同前資料）

さらに，エアコン関係の導入状況を，住宅に一般的なセパレート形エアコンディショナ（室外ユニット）についてみると，生産では1988年の5,842（1,000台）から94年の7,504（1,000台）に，在庫では1,093（1,000台）から946（1,000台）になり，生産の拡大と在庫の減少が顕著である。（同前資料，同平成10年版，1998年）

最後に，高断熱材としてロックウール，そして高气密として木造住宅アルミニウムサッシの進捗状況を見てみよう。ロックウールは，1988年の生産量73,732 tから1997年には106,546 tに1.45倍増し，木造住宅アルミニウムサッシは1988年の生産量254,774 tから1997年の238,790 tに6.3%減少したが，工場出荷額では301,074（百万円）から373,636（百万円）に増加した。その額

はビル用アルミニウムサッシ（非木造建築物）の376,149（百万円）に匹敵するものとなった。ビルサッシが同期間、建設不況から脱出できず、生産量と工場出荷額の両方で減少したのとは対照的であった。（通商産業省生活産業局住宅産業窯業建材課監修『1988年版建材統計要覧』日本建材産業協会、1988年）

こうした水回りと関連した住宅設備ユニットとエアコンの導入しやすい高気密・高断熱化した近代化住宅の展開は、断熱材などの導入を一層促進し、住宅のなかに人間生活にとって有害な、病気の原因となる物質を広めてしまった。したがって、結果としてみれば近代化住宅は国民に安全で健康な住宅を保障するものではなく、エアコン等の大型家電製品の導入の条件を大企業へ保障するものであった⁷⁾。また、現在では住宅コストにしめる木材の割合は、都市部では20%以下、農村部でも20%程度までに低下したのとは逆に、近代化住宅は我が国住宅の高コスト構造の最大の原因となっているのは重要な事実である。住宅設備ユニットなどの市場は大手メーカーと官公庁の指定業者制度による官民一体の寡占状態を呈している⁸⁾。非木質建材の価格は、国産材の木材価格形成とは対照的な寡占価格・独占価格⁹⁾といえる。

以上の点に関わり、住まいへの非自然素材の導入とシェルター化がシックハウスの原因であると、厚生省研究班がまとめた「アレルギーと住環境」報告書を紹介した新聞報道は、アレルギーをなくす住まいとは、「天井高い一戸建て、床・家具は無加工の木材使用…」と正鵠を得た要約をしている（「朝日新聞」1996年1月14日）のは注目される。

3. 木造住宅市場の構造

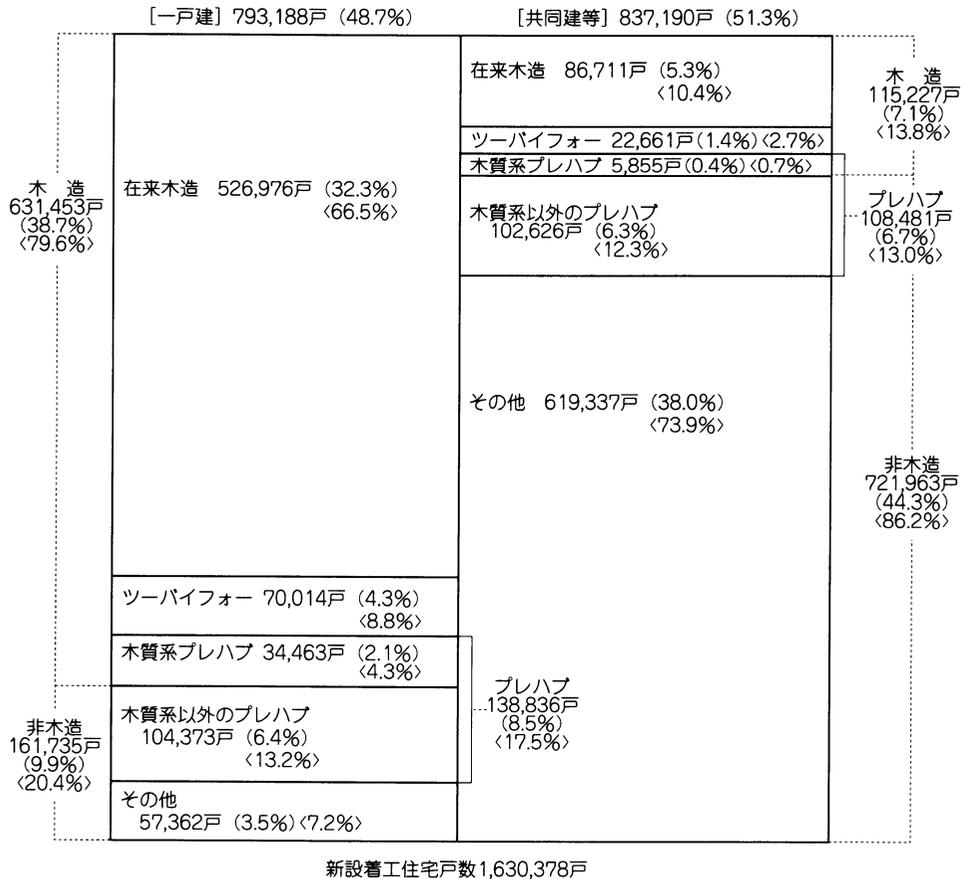
1) 住宅市場の概況

木造住宅市場の近年の状況を、①新設住宅着工戸数の推移、②新設住宅着工の工法別割合（1996年）、③施工者の年間受注規模別の戸建住宅供給戸数の割合（推計）、④住宅販売価格にしめる資材費・労務費・間接経費の割合、⑤輸入住宅の現状からみてみよう。

まず、1997年には新設住宅着工戸数は130万戸に減少したものの、1996年においても163万戸を数え、戦後一貫して景気回復の牽引車の役割を担った住宅建築はバブル経済崩壊以降も、金融政策にも支えられ大きな減少は示さなかった。

つぎに工法別にみると、1996年の木造率は45.8%と1986年度の46.4%に比して減少は少なく、木造工法への不安を募らせた阪神・淡路大震災をはさんだ現在でも依然として国民の木造住宅建築への意向は強いものがある。しかし、その一方で在来工法住宅構成比は82.2%と10年間で約10ポイント減少し、ツーバイフォー戸数が3万戸から9万戸まで増加した。震災以降のツーバイフォー工法の拡大傾向は顕著だが、政策的なてこ入れにも関わらず、依然として10万戸の水準を超えられず、在来工法は構成比では減少したものの戸数では60万戸前後を維持している。さらに、木質プレハブは1987年度の7万戸をピークに減少に転じているように、大工・工務店による在来工法の建築は相対的に景気の影響を受けにくく、安定的なことが明らかである。一方、対照的に大手住宅企業7社は、1998年3月期決算で住宅販売の低迷が響き、全社が経常減益となった。（「日本経済新聞」1998年5月23日）

図-2 1996年度新設着工住宅の工法別割合



注：1. 平成8年度住宅着工統計による。

2. ()内は総戸数に占める割合，< >内は一戸建又は共同建等に占める割合である。

3. 新設住宅着工戸数全体における工法別割合は、

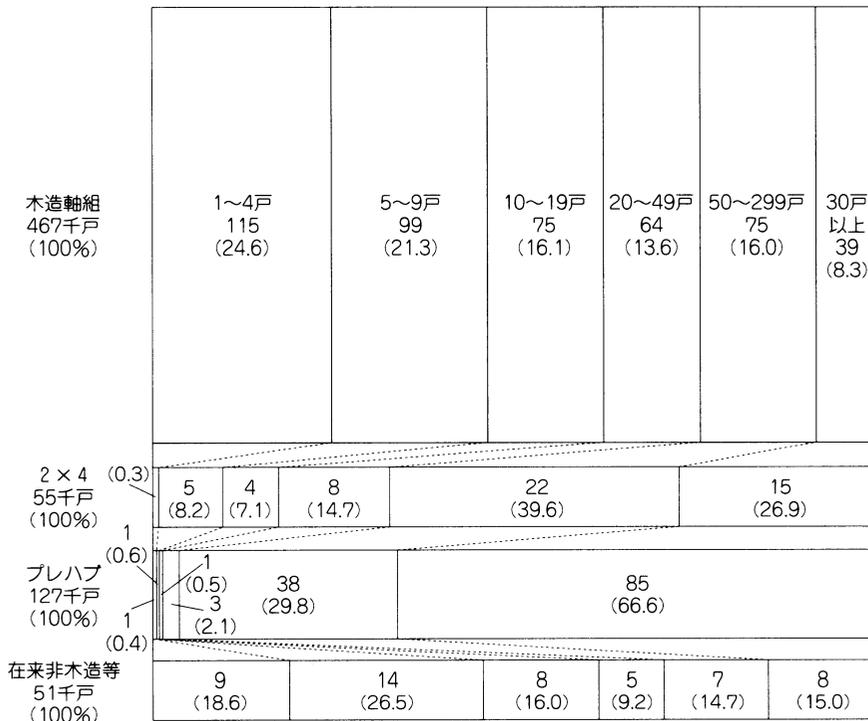
在来木造	37.6%
2×4	5.7%
プレハブ	15.2%
その他	41.5%

資料：建設省住宅局木造住宅振興室『21世紀の地域住宅産業—木造住宅の新たな展開方向』日本林業調査会、1997年、10頁より引用。

新設住宅着工戸数の工法別割合から、大工・工務店と住宅メーカー（大手、中堅）との市場構成をみてみよう（図-2）。地域の大工・工務店は、非木造工法のみのもは沖縄県を除けば例外的であるため、53万戸を数える一戸建て・木造（在来木造）市場はおもに地域の大工・工務店の市場であり、10万戸を数えるツーバイフォー・木質系プレハブの戸建市場はおもに住宅メーカーから地域の大工・工務店への下請けの市場である。両社を合計すると、約60万戸が元請け・下請けを含めた地域の大工・工務店によって担われる市場である。一方、16万戸を数える一戸建ての非木造、12万戸を数える共同建等の木造はおもに住宅メーカーの市場であり、84万戸を数える共同建築の非木質住宅は同様に住宅メーカーが支配する市場である。したがって、約70万戸が大工・工務店以外の住宅メーカーの支配する市場であるといえる。

こうした点に関連し、施工者の年間受注規模別の戸建住宅供給戸数の割合をみると、木造軸組

図-3 施工者の年間受注規模別の戸建住宅供給戸数の割合（推計）（1995年度）



合計700千戸

注：1. 各工法別の供給戸数の合計は住宅着工統計の平成7年度実績による。

2. 上段（ ）の年間受注戸数別のシェアは、平成6年度住宅金融公庫融資物件の戸建住宅の抽出調査に基づくものである。

3. 四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。

資料：同図-2，11頁より引用。

（在来工法）は年間1～9戸の小規模施工者が約半数をしめている。一方、ツーバイフォー工法では年間供給戸数50戸以上、プレハブでは300戸以上の施工者の割合が大きくなっていて、対照的な性格を示している。（図-3）

さらに、住宅販売価格にしろる資材費・労務費・間接経費の割合をみてみよう。¹⁰⁾ 建築コストは在来工法がツーバイフォー工法やプレハブ工法に比較して安価である。安価な理由を先の点に関してみると、地縁関係などによって契約をとるため間接経費（大手メーカーのように大規模な宣伝費などを必要としない）が安いこと、つぎに労務費割合はもっとも高いが地域の地場賃金に規定されるため都市部での建築と違って労賃コストそれ自体は低いこと、木材価格を中心とする資材費ももっとも高いが、木材入手の小回り性から比較的安価にすむこと、等があげられる。

最後に輸入住宅についてみると、1992年度の1,376戸から94年度には3,024戸、96年度（供給見込み）には11,538戸と激増した。工法別には、1996年ではツーバイフォー系とツーバイフォーパネル系の合計が8,000戸近くをしめ、構成比でも93年の76%よりは減少したが96年でも67%をしめている。¹¹⁾ 円安傾向が引き続き継続するとみられることから、1997年以降は大きな増加はないものと予測されるが、長期的には円高回復のなかで大きく増加する可能性も否定はできない。

2) 木造住宅の現状と全国的展開

表-2は、1972年、86年、96年の新設住宅・木造率（戸数比）別の都道府県数の推移を示したものである。まず、木造率の50%未満の都道府県は、1972年の5から86年は15（3倍）、そして96年には17（3.4倍）に増加した。また平均的な木造率も44.6%から34.0%（0.76倍）、そして34.7%（0.78倍）と減少した。一方、その対極にある70%以上の都道府県は、1972年の22から86年は7（0.31倍）に、そして96年は5（0.23倍）に減少した。また、平均的な木造率は1972年の77.6%から86年の78.1%（0.01倍）、96年の80%（1.03倍）と微増した。

この間、木造率50～60%の都道府県は増加し、60～70%の都道府県は減少し、平均的な木造率も両階層とも微減傾向にある。したがって、60～70%を分解機軸に減少と増加が二極化した。木造率の高い都道府県の減少と低い都道府県の増加が顕著であるものの、60%以上の都道府県の平均的な木造率の漸増傾向は注目される。全般的には、都道府県数は減少したがより木造率を高める都道府県と、都道府県数は増加したがより一層木造率を低下させている都道府県に二極化しているものとみられる。

1996年で木造率が70%以上の都道府県は青森、秋田、岩手、新潟、山形といった東北を含む環日本海地域であり、60～70%でも北海道、北陸を含めた地域になる。1996年で木造率70%以上の都道府県の人工造林率（単純平均）は36%、60～70%は38%、50～60%が52%、50%未満は46%となるように、人工造林率の低い地域で高く、逆に高い地域で低い。仮に、人工造林率を林業発展の先進性の指標とみれば林業先発地で木造率は低く、後発地で木造率が高いという逆説的な傾向が示されることになる。

こうした傾向を、木造建築工事業と大工・工事業の地域的推移（木造率）を示した表-3から再

表-2 木造率（戸数）の都道府県別推移

木造率(%)	年度	平均(%)	都道府県名(木造率上位順)
50未満	1972	44.6	大阪、和歌山、東京、兵庫、(沖縄)
	1986	34.0	大分、香川、徳島、愛媛、山口、高知、福岡、広島、神奈川、兵庫、京都、愛知、東京、大阪、沖縄
	1996	34.7	奈良、岡山、岐阜、大分、三重、神奈川、京都、山口、高知、滋賀、愛知、広島、福岡、東京、大阪、兵庫、沖縄
50～60	1972	55.6	福岡、山梨、広島、奈良、京都、愛知、徳島
	1986	54.0	長崎、石川、宮崎、鹿児島、熊本、滋賀、埼玉、山梨、福井、静岡、岡山、三重、奈良、和歌山、岐阜
	1996	54.0	佐賀、栃木、鹿児島、埼玉、宮城、和歌山、宮崎、福井、長野、鳥取、長崎、香川、千葉、静岡、熊本、徳島、愛媛
60～70	1972	64.2	三重、静岡、宮崎、大分、愛媛、滋賀、香川、鹿児島、神奈川、岐阜、千葉、山口、岡山
	1986	62.3	茨城、長野、富山、佐賀、宮城、鳥取、群馬、北海道、栃木、千葉
	1996	63.3	福島、島根、富山、北海道、群馬、石川、山梨、茨城
70以上	1972	77.6	秋田、山形、青森、岩手、佐賀、新潟、群馬、福島、石川、茨城、栃木、長野、高知、熊本、富山、北海道、宮城、鳥取、島根、福井、埼玉、長崎
	1986	78.1	岩手、山形、青森、秋田、新潟、島根、福島
	1996	80.0	青森、秋田、岩手、新潟、山形

注：1) 木造率は新設住宅着工戸数比である。

2) 1972年度の全国合計は沖縄県を含まない。琉球政府統計によれば、同年次の着工建築物床面積当たりの木造率は1.4%である。

資料：建設省「建築統計年報」より作成。

表-3 木造建築工事業と大工・工事業の地域的推移（木造率別）

年 度	新設住宅着 工戸数に占 める木造率 (%)	都 道 府 県 数	総事業所数 (A~M)				総従業者数 (A~M)					
			木造建築 工 事 業	大工・ 工 事 業	合 計	構 成 比 (%)	木造建築 工 事 業 (人)	大工・ 工 事 業 (人)	合 計 (人)	構 成 比 (%)		
1986	全国合計	47	6,708,759	96,589	67,924	164,513	2.5	54,370,454	512,192	161,456	673,648	1.2
	50%未満	15	3,337,829	37,888	20,354	58,242	1.7	28,693,921	193,231	58,640	251,871	0.9
	50~60%	15	1,516,004	23,195	19,837	43,032	2.8	11,234,550	116,970	40,539	157,509	1.4
	60~70%	10	1,242,534	24,000	16,291	40,291	3.2	9,920,759	133,285	38,239	171,524	1.7
	70%以上	7	612,392	11,506	11,442	22,948	3.7	4,521,224	68,706	24,038	92,744	2.1
1996	全国合計	47	6,717,435	98,690	52,964	151,654	2.3	63,081,523	484,145	156,937	641,082	1.0
	50%未満	17	3,564,503	39,726	19,679	59,405	1.7	35,481,929	194,865	63,871	258,736	0.7
	50~60%	17	1,797,505	31,626	17,426	49,052	2.7	15,760,058	162,429	48,144	210,573	1.3
	60~70%	8	909,352	18,125	9,514	27,639	3.0	8,144,197	68,115	28,445	96,560	1.2
	70%以上	5	446,075	9,213	6,345	15,558	3.5	3,695,339	58,736	16,477	75,213	2.0
86年対比	全国合計	100	100	102	78	92	90	116	95	97	95	85
96年指数	50%未満	113	107	105	97	102	98	124	101	109	103	81
	50~60%	113	119	136	88	114	97	140	139	119	134	95
	60~70%	80	73	76	58	69	95	82	51	74	56	70
	70%以上	71	73	80	55	68	94	82	85	69	81	97

注：A~Mは農林水産、公務を含む全産業。
資料：総務庁統計局「事業所統計調査報告」、建設省「建築統計年報」より作成。

度みてみよう。1986年では総事業所数にしめる木造建築工事業と大工・工事業のウエイトは、木造率50%未満で1.7%、50~60%未満で2.8%、60~70%で3.2%、70%以上で3.7%、総従業者数ではそれぞれ、0.9%、1.4%、1.7%、2.1%となるように、木造率の高い都道府県ほど木造建築工事業と大工・工事業のウエイトが高かったのである。

1996年には、総事業所数で全国合計が2.5%から2.3%に減少するなかで、50%未満は1.7%、50~60%は2.7%、60~70%は3.0%、70%以上は3.5%という傾向を示した。総従業者数でも、全国合計を1.2%から1.0%に微減させるなかで0.7%、1.3%、1.2%、2.0%となり、60~70%層の逆転を例外にすれば、ほぼ同様の傾向が示される。住宅建築と大工・工務店の位置が相互規定的な関係にあることは、大工・工務店の地域産業としての重要性を示すものである。

一方、構成比のつぎに絶対数を見ると、1986年の総事業所数で木造率50%未満の都道府県の合計は39%にすぎなかったのが、96年には53%に増加した。また、総従業者数では同様に53%から56%に微増した。したがって、木造率の高い地域から、木造率の低い地域への木造建築工務店と従業者の移動が、出稼ぎなどの形態として予想されるのである。

大工・工務店の地域的動向は、この間の住宅政策と地域開発のあり方に規定されたものであるが、我が国林業と木造住宅産業のあり方を考察する上でなにより重要である。

3) 住宅市場の構造変化と中小規模地方自治体の住宅政策

表-4は、「建築統計年報」では1990年から公表されるようになった市町村規模別（人口）の木造住宅建築戸数（1990年）の特徴を明らかにしたものである。なお、この表は、住宅統計の調査方法の関係から次のような考慮すべき点がある。1990年の新築戸数は約170万戸、木造戸数は約73万戸であるが、一つは新築戸数の捕捉は木造、非木造を含めて約100万戸だが、木造戸数は69万戸を捕捉していること、したがって非木造で補足率が低いこと。二つは同年の「建築統計年

表-4 市町村規模別（人口）の木造住宅建築（1990年）

人口規模(人)	市町村数	人口(人)	新築戸数	内木造戸数	木造率(%)
5千未満	620	1,949,403	11,529	7,258	63
5千～1万	897	6,528,653	54,561	38,262	70
1万～5万	1,280	26,960,664	309,235	218,143	71
5万～15万	304	25,034,409	249,939	163,771	66
15万～50万	113	31,445,152	256,034	162,953	64
50万以上	21	31,678,303	189,225	100,327	53
合計	3,235	123,596,584	1,070,523	690,714	65

注：1） 1990年の新築戸数は1,707,109戸，木造戸数は727,765戸，木造率は43%である。
 2） 本表の戸数は，その内，工事費予定額の記載されている戸数のみを抽出している。
 3） 東京都23区は1自治体とした。なお，下記の年報には6村4町2市（合計人口130,947人）が記載されていない。

資料：建設省「建築統計年報（平成3年度版）」，1990年国勢調査（速報値）等より作成。

報」には6村4町2市（合計人口130,947人）が記載されていない点がある。

このような前提を確認した上で同表をみると，第1に木造率は人口規模1万人～5万人で71%，5千人～1万人未満で70%，5万人～15万人で66%，15万人～50万人で64%，5千人未満で63%，50万人以上で53%になる。人口5千人～5万人程度の中小規模地方自治体でもっとも木造率が高いことが読みとれる。先の新築戸数の捕捉率の低さは，おもに大都市圏の非民間住宅などによるものとみられるため，この点を考慮すれば，現実には非大都市圏，つまり中小規模地方自治体での木造率はより高く，大都市圏の木造率はより低くなるものとみられる。中小規模地方自治体での木造建築の進展傾向は，先に表-1で明らかにした地方都市での居住環境の相対的良好性とも関連するものである。

第2に木造率の地域的分析から木造戸数の絶対的分析に移ると，1990年の新築木造戸数約69万戸のうち，人口15万人以下の地方自治体のもとの新築戸数は約43万戸を数え，その新築戸数総数にしめるウエイトは約62%を数える。木造新築の6割以上が15万人以下の中小規模地方自治体で建築されていることは，今後の木造住宅の振興を考える上でなにより重要な事実である。なお，こうした傾向は1997年においても同様で，「建築統計年報」のもつ統計上の整合性の問題は残るが，1990年と同様に中小規模自治体ほど新築木造率が高く，新築木造戸数にしめるウエイトは若干低下したものの，依然として58%を数えている。（表-5）

中小規模地方自治体のもとの木造住宅建築の進捗は，地方自治体の建築行政の積極的な展開とも重なるものであった。地方自治体による公営住宅の建設と各種の補助などとともに，地域の住宅建設の全般的な支えとなったものの一つとして全建総連（全国建設労働組合総連合，組合員70万人，建設・建築関係の我が国最大の産別組合，在来工法を守り発展させることを課題・要求としている）が1978年以降行ってきた「自治体との提携による住宅相談と工事斡旋の窓口開設」がある。窓口開設は，各地方自治体で独自の内容をもつが，たとえば，福祉の観点から住民の増改築負担を減らし，その仕事を同時に大工・工務店の仕事に結びつけている東京都江戸川区の「江戸川方式」等として知られている。¹²⁾

この取り組み経過を明らかにしたのが表-6である。全国の32都道府県，177市町村（1997年の人口合計は26,131,002人）で行われているが，特徴として，まず取り組んでいる地方自治体の過半

表-5 市町村規模別（人口）の木造住宅建築（1997年）

人口規模(人)	市町村数	人口(人)	新築戸数	内木造戸数	木造率(%)
5千未満	659	2,051,885	12,148	8,005	66
5千～1万	858	6,249,971	47,115	32,671	69
1万～5万	1,258	26,884,486	244,712	168,820	69
5万～15万	315	26,305,420	211,257	141,845	67
15万～50万	117	32,929,836	235,182	154,073	66
50万以上	20	30,887,500	161,684	98,628	61
合計	3,227	125,309,098	912,098	604,042	66

注：1） 1997年の新築戸数は1,341,347戸，木造戸数は584,872戸，木造率は44%である。
 2） 本表の戸数は，その内，工事費予定額の記載されている戸数のみを抽出している。
 3） 東京都23区は1自治体とした。なお，同年報には6村（合計人口5,312人）が確認申請がなかったことなどから記載されていない。
 資料：建設省「建築統計年報（平成10年度版）」、「1997年全国市町村一覧」より作成。

表-6 全建総連と地方自治体共同の住宅相談などの推移

実施年	1997年人口 (人)	人口規模別自治体数						合計
		～5千	5千～1万	1万～5万	5万～15万	15万～50万	50万以上	
1975～80	2,330,434	0	0	1	1	4	2	8
1981～85	12,581,217	0	0	5	22	21	6	54
1986～90	6,300,304	0	1	17	19	22	5	64
1991～95	2,942,932	0	0	9	4	6	1	20
1996以降	1,775,477	0	0	9	8	11	1	29
不明	200,638	0	0	0	2	0	0	2
合計	26,131,002	0	1	41	56	64	15	177

資料：全建総連第39回定期大会資料（1998年）より作成。

は人口15万人以下の中小規模地方自治体であること，つぎに1980年代に大きく増加し1990年に入って減少したものの，1996年以降，再度増加していることが今後の展望と関わって注目される。

4） 地域と大手住宅メーカー進出の困難性

山形県は大工・工務店のウエイトも高く，木造率が最高の都道府県の一つである。いわば地域住宅市場が典型的に展開した地域であるが，その地方自治体（市）をとり，大手メーカー，地域ビルダー，大工・工務店が新築住宅市場にしめるシェアを分析した。まず，人口24.9万人の山形県山形市では，1988年で新築住宅確認申請件数をみると，全国大手メーカーは165戸（15%），地元中堅メーカーは200戸（19%），地元大工・工務店は708戸（66%），合計1,073戸（100%）となる。つぎに人口10.1万人の鶴岡市では，1988年で大手メーカーが37戸（12%），地元中堅メーカーが36戸（12%），中小工務店が227戸（76%），合計300戸（100%）となる。ちなみに人口5.6万人の木村産地・秋田県能代市では，1997年で大手メーカーが10戸（6%），地元中堅メーカーが45戸（27%），大工・工務店が113戸（67%），合計168戸（100%）となる。大手メーカーのシェアが地方自治体の人口規模が小さくなるほど低下することが，年次は異なるとはいえ明らかな傾向として読みとることができる。

こうした傾向は，地域社会の複合的な要員によるものとはいえ，住宅に対する施主の強い要望

表-7 「希望の住宅像」に関する山形県内での地域別比較

地 域	項 目							
	所有形態	家の種別	家の工法	部屋数	スタイル	耐用年数	建築依頼業者	調査年次
山形市新興住宅地	持ち家	一戸建	在来工法	6部屋	和洋折衷	30～50年	地元大工・工務店	1989
鶴岡市旧市街地	持ち家	一戸建	在来工法	6部屋	和洋折衷	30～50年	地元大工・工務店	1987
鶴岡市農業集落	持ち家	一戸建	在来工法	8部屋	和 風	30～50年	地元大工・工務店	1988
温海町山間集落	持ち家	一戸建	在来工法	10部屋	和洋折衷	30～50年	地元大工・工務店	1991

注：建て主への地域（集落、自治会）悉皆調査より作成。

資料：菊間満『地域住宅市場の研究—在来工法住宅と日本林業』日本林業調査会，1994年，70頁より引用。

に起因していることは明らかである。山形県内で行った地域調査の一部として「希望の住宅」について、施主の意向を明らかにしたのが表-7である。それによれば、所有形態は持ち家、家の種別は一戸建て、工法は在来工法、部屋数は6部屋～10部屋、スタイルは和風か和洋折衷（洋風のみはない）、耐用年数は33年～50年、建築依頼業者は地元・大工・工務店となり、耐用年数の短く、非在来工法である大手メーカーなどのプレハブ、ツーバイフォー工法が進出する条件は、依然として厳しいものがある。地域固有の住生活のスタイルは、依然として継承されている。

4. 建設産業の国際化と大工・工務店

1) 建設産業の国際化と市場開放

1985年以降押し進められた我が国建設市場の国際化は次のように進んだ。列挙すれば、1986年の第五期住宅建設五箇年計画の閣議決定（670万戸）、同地方計画決定。1987年の建築基準法の一部を改正する法律による木造建築物等に係る制限の合理化、同年の建築基準法施行令の一部を改正する政令による大断面集成材等建築物の規定整備、3階建て木造建築物の技術基準の整備。1991年の第六期住宅建設五箇年計画の閣議決定（730万戸）、同地方計画決定。1993年の公営住宅法施行令の一部を改正する政令による公営木造住宅に係る償却期間の延長。1994年の建築基準法の一部を改正する法律による地下居住部分の導入、同施行令の一部を改正する政令による水回り関係の部分的な特定行政庁の認定制度の廃止。1995年の建築物の耐震改修の促進に関する法律。1996年の第七期住宅建設五箇年計画（730万戸）、同地方計画の策定。1998年の優良住宅の建設促進に関する法律による農山村地域における住宅建設の促進。1998年の建築基準法の一部を改正する法律により建築確認・検査の民間開放、建築基準の性能規定化等基準体系の見直し等が導入された。¹³⁾

こうして進められた住宅市場の開放政策の目的は、1994年の住宅・土地の規制緩和をねらった「住宅建設コスト低減に関するアクションプログラム」（建設省）、1995年の建設省住宅地審議会の答申（21世紀に向かう住宅政策のあり方）等に明らかであり、それらはこれまでも不十分な政府の住宅政策を「従来の公共住宅供給主義から、民間の市場を生かす、民間の市場を整備して活用する方向」¹⁴⁾に大きく転換するものであった。さらに、この答申に引き続き、1997年には「21世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」と同審議会内の建築生産分科会が「住宅産業ビジョン—住宅市場の構造改革と住宅政策の展開」を示した。

同ビジョンは今後の政府の住宅政策・建築政策を分析する上で重要である。その要点は、つぎのとおりである。ここ30年間において住宅着工戸数は、2.3倍に増加したが、その増加分はほとんどが非木造建築（マンションなど）であり、木造住宅は年間70万戸程度で安定的に推移してきた。また、その供給者には民間のディベロッパーが登場し、大工・工務店のみではなくなり、木造建築も軸組工法だけでなくった。現在と将来の住宅市場と住宅産業の課題を考えたとき、一つは輸入住宅と比較しても住宅産業が高コストである、二つは少子化と住宅ストックの増加のなかで新設着工戸数が70万戸程度まで減少する可能性がある、三つは資源・環境問題から住宅建設もフローからストックへ移行すると認識する。そのために、具体的には第1に住宅性能の評価・表示・保証の問題、第2に優良な住宅生産システムの認可、第3に地域住宅産業の構造改革の支援の問題が重要であるとのべる。

同ビジョンは、大工・工務店による住宅供給を地域住宅産業として、歴史的な役割を評価し、その意義も認めているが、答申やビジョンの中身を素直に読めば、そのねらいが住宅市場において大手メーカーに大工・工務店の市場を明け渡すことにあることは明らかである¹⁵⁾。また、同ビジョンは地域の視点を強調するが、住生活と文化を守り発展させる視点は基本的に欠落している。住生活は、衣食に比べて、アメリカ型消費生活、いわばパクスアメリカーナが浸透しにくかった分野であった。それは、自然、気候、生産者の豊富さに支えられたものであったが、ビジョンはそうした真の豊かさを軽視し、アメリカを中心とした住宅市場開放要求に屈服したものにほかならない。そこには、住生活の主権、住宅主権、居住主権という観点は欠落している。

2) 我が国中小大工・工務店の現状

ビジョンは、「中小住宅生産者は、その経営規模が比較的小さいことから、単独でこれらの課題に対応していくことが比較的困難であり、新たな取り組みの枠組みが必要となっている」とし、そのための地域住宅産業の構造改革の方向と支援を提起している。その提起の内容はともかくも、ビジョンの認識の前提は地域住宅産業の小規模性にある。ビジョンは、先の図-3のように木造軸組の半数近くの工務店が年間10戸以下の供給にすぎず、ツーバイフォー、プレハブの非在来木造と比較してもその小規模性が明らかであるとする。また、この点は、全建総連が組合員約800者（社）について行っているモニター調査にも明らかである。それによれば1998年9月では半数弱が個人企業であり、6割弱が資本金1,000万円未満、建設業の許可では9割強が知事許可業者・一般建設業であり、事業主の出身では7割弱が職人→独立→創業であり、大工職従業員数では6人までが8割近くをしめている。同調査のその他の結果を含めてみても、ビジョンのいう地域住宅産業が地場の典型的な中小建築業をさすことは明らかであり、中小企業一般の問題として、近年、元請けが減り、大手メーカーなどの下請け体制に組み込まれ、その経営は一層厳しさをましている。

しかし、問題は規模の零細性は、決して地場の住宅産業としての意義の低さには直結しないことであり、今日でもそのウエイトと力量は高いことである。この点で参考になるのは、アメリカやカナダの住宅産業のあり方である。カナダでは、我が国のように供給高が1万戸から5万戸という、住宅メーカーは存在しない¹⁶⁾。それは、住宅供給自体がきわめて地域立地的であり、居住権は地域文化であるから、全国一本の画一的な供給体制はそもそもありえないのである。それは、

例えば全国的な製パン業者が存在しないことにも対応している。

我が国の大工・工務店の経営規模は、国際的にはむしろ適正なのであり、その規模での経営を困難にさせている下請け構造、建材の寡占価格体制、許認可事務体制等がむしろ問題なのである。ビジョンが、地域住宅産業として大工・工務店を高く評価するならば、自助努力とともに、こうした認識に立った解決方向を求めるべきであった。

以上の認識を欠落させたビジョンの方向は、客観的には我が国の将来の住宅市場の縮小と日本の建築市場の開放を前提とし、バリアフリー住宅、老人介護住宅、健康住宅をキャッチフレーズにする大手住宅企業が、在来工法を担う地場の中小大工・工務店から町場仕事のシェアを奪うために道を開くものとなりかねないものである。

3) 大工・工務店の特徴と課題

先の全建総連のモニター調査から大工・工務店の特徴を再度みると、つぎのとおりである。経営状況を前期完成工事高にみると、5,000万円～3億円未満の階層に7割強が集中し、元請工事の割合は90%以上が7割弱をしめ、元請した住宅の受注ルート第一位は以前からの施主の紹介である。増改築の割合が50%以上は、新築工事の減少のなかで相対的に増加している。

つぎに、元請工事を受注した場合の木工事の外注の状況を見ると、外注をしたことがないがほとんどで、自社施工の割合が高い。とくに、プレカット（柱などの部材加工機）については、保有しているは10%に満たない。後継者については、後継者がいるが6割弱にすぎず、後継者のいない個人企業では廃業するが約3割をしめるまでになっている。また、その後継者は後継者と事業主との関係でみると、多くが親族である。

大工・工務店の多くは典型的な家族経営、個人経営であり、かつ大手住宅メーカー、建材メーカーの重層的な下請け構造に組み込まれている点で、住宅市場を構成する建築産業の主体であるが、その経営構造と意識は自営性の点で農家によく似ている。その意味で地域に根ざした自営性のもつメリットを生かすとともに、個別的な技術継承、後継者問題対策などのデメリットをいかに克服するかが大きな課題となっている。

5. 林業・木材産業の国際化と地域・経営問題

1) 木材産業の合理化と構造政策—1985年以降の我が国林業・林産業の推移—

この間の推移を基本的な統計からみてみよう。木材需要が1985年の9,544万 m^3 から96年の11,404万 m^3 に推移するなかで、自給率は37.0%から20.8%に減少し、1996年では丸太・製材品などを含めて米材（アメリカ、カナダ）の割合は38%をしめるまでになった。とくに、住宅需要に直結し、1996年では我が国の木材需要の44%をしめている製材品の自給率はパルプ、合板よりは高いものの32.5%にしかすぎない。パルプ需要の拡大は顕著だが、1996年でも国内の木材需要にしめる製材の割合は44%、合板の割合は14%を数え、両者の合計を仮にすべて住宅需要とすれば60%近くをしめることになる。また、付加価値額で40兆円を数える建設産業は製材・木製品製造業では70%をしめるといわれることから、日本の林業・林（木材）産業にとっても住宅建築の

動向は決定的である。

戦後造林が伐期を順次迎え、国産材の供給可能性が増大するのは裏腹に、典型的な中小（零細）企業である製材工場数は18,834から14,028に減少し、とくに国産材専門の小規模工場が減少するなかで外材工場を軸に大型化が進んだ。一方、減少した国産材工場のなかでは、一部の大型工場が政策的誘導のなかで80年代から90年代に新設された。外材との価格競争を前提に、こうした工場では、生産ラインの近代化とロットの大型化が進んだが、外材との競争には勝利できず、過剰生産の矛盾は国産材どうしの競争に向けられ、国内産地での生き残り競争は一層激化している。こうしたなかで、製品の販売先（最終需要者）は、従来の大工・工務店から大手住宅メーカーへと政策の軸が移されつつある。その一環として、政策的に木材の非木質化（木材規格をJASからいわばJIS扱いへとシフトする）が取り組まれた。

川下から川上に目を転じれば、国内林業の有力な担い手であり、多くが家族経営的な性格の強い素材生産者はその数を大幅に減少させ、一方、素材生産者に代わり、森林所有者の協同組合である森林組合が政策的な広域合併のなかで事業の大型化と新鋭機械の導入を進めた。減少している山村の労働者と同じく、中山間地域の資源管理の担い手である森林所有者（林家）の経営では、農業収入・木材収入等の減少から中山間地の農地の放棄が進み、そのなかで造林地の管理放棄が進んでいる。

こうして生産と消費を直結し、地域の木材を地域の木造住宅供給に結びつけるといった、地域資源立地型の住宅供給構造が解体されつつある。安全で健康な、そして負担しうる価格の住宅を求める国民の要求に根ざして、住宅と林業・森林資源をどのように結びつけ、再構築するかが大きな課題となっている。

2) 1985年以降の木材市場開放政策の展開—木材と住宅の輸入へ—

1957年から64年の木材輸入化を受けた1979年の東京ラウンド「譲許」。その後の1985年の日米モス協議開始を皮切りに、我が国の日米林産物協議が開始され、86年の日米モス合意を受け、我が国林産物市場は最終的な市場開放の道を歩むことになる。1989年には、米国通商代表部が日本の林産物をスーパー301条に基づく「優先慣行」に指定し、翌90年には「日米林産物措置」策定を受け、同年と91年には第1回と第2回日米林産物小委員会を開催された。1993年と94年の日米包括協議をふまえ、94年にはスーパー301条に基づく監視品目として日本の紙、林産物が再度指定され、市場開放への圧力が加えられ、ウルグアイラウンド「譲許」がされた。翌1995年にはWTO協定が発効し、林産物等第1回関税引下げが行われ、以降、我が国の木材規格、建築基準の関税障壁に対して、アメリカからの要求がほぼ、そのまま実現されてきた。この点に関し、1990年の日米林産物合意における関税引下げの状況を、たとえば主要な輸入製材品（「マツ・モミ・トウヒ属、かんな」）についてみれば、94年実行税率の8.0%から99年には4.8%までほぼ半減させ、我が国での市場拡大が予想される集成材（構造用集成材を除く）や積層材に至っては15.0%から6.0%に、20.0%から6.0%に大きく減少させる内容であった。

1985年以降のこうした経過が示すものは、1989年の日米構造協議以降アメリカが我が国に要求してきた公共事業の市場開放、そして建築市場の開放である。その要求にそって建築基準法改正（1987年の木造建築物の高さ制限の緩和など）、農林水産物規格の改正（1991年の構造用製材JASの告示、

1992年の準耐火建築物の創設、内装制限の緩和など）等を主な柱とする木材と住宅の輸入の促進が林業・林産業政策として展開してきたのである。

3) 林業政策の展開―「国際競争力のある日本林業論」―

1985年のアメリカの木材市場開放要求を受けて我が国政府は、国際競争力のある林業を錦の御旗に、国内林業の合理化政策を追求してきた。今、その政策的な流れを大きく整理すれば、第1に林産業の構造政策としては1985年から1989年まで取り組まれた森林・林業活力回復5ヶ年対策による木材産業体質強化緊急対策事業と木材需要拡大推進緊急対策事業、1990年から開始された木材高度化促進事業、国産材産地体制整備事業、1995年に開始された木材供給コスト化総合対策がある。第2に林業の構造政策としては80年代の林政審答申をふまえた流域管理システムとして現された。林業と林産業を通じて追求された政策の特徴は、国際競争力のある日本林業論であり、平易に言えば、外材に対して価格競争に勝てば自給率は高まるとする単純な近代化論であった。

1996年に衆参両院を全会一致で可決された「林野3法」は、そうした近代化路線の総集版であり、「新農政」の林業版でもあった。「林野3法」は、「林業経営基盤の強化等に促進のための資金の融通に関する暫定措置法」、「木材供給体制の確保に関する特別措置法」、「林業労働力の確保と促進に関する法律」からなり、経営規模拡大による認定林家の創出、川下・川上間の契約などによる木材の安定的な供給体制、林業労働力確保支援センターによる森林組合の大型化と施業の受託を目指すものであった。総体的には、素朴なまでの大規模経営に対する信奉を根拠にし、経営の受委託をそのための方法として、目的としては先の流域管理システムを前提にした「大経営」をひねり出そうとしたものであった。それは、大規模経営の認定農家に担い手を想定した「新農政」と同様な「新林政」であり、国産米価割高論に対応する国産材価割高論でもあった。また、土地経営の集約性を高め、小規模経営の発展も追求するといった農林産業経営の原則的な姿勢は全くみられない。

しかし、さらに問われなくてはならないのは、WTO協定でセーフガードの発動がより容易になったにもかかわらず、林業政策当事者がこの点を一顧だにもしていないこと¹⁷⁾に示されるような主権放棄の姿勢である。

4) 帰結―「価格競争論」の破綻と固執―

こうした政策的流れのなかで製材工場は大型化し、「民間活力導入」気運が高まった1985年以降、第3セクター型の経営を軸にしつつ「住宅産直」が進められた。「住宅産直」は1995年で36都道府県、82事業体で取り生まれ、その7割弱が地域の木材、木材製品と施工者を供給する一括請負である¹⁸⁾。しかし、運動の質的な観点からみても、施主と建築者の交流、生産者と消費者の運動、そして協同組合間提携を伴うものは多くはない。また、量的な観点からみても、仮に全事業体が年間100棟を供給するとしても1万戸には達せず、客観的にみてもこうした取り組み自体が大手住宅企業に対する民主的規制の力量をもつものとは評価しがたい。

バブル崩壊後は木材、住宅産業の多くの経営は、赤字に苦しむようになっている。赤字は、雇用調整に直結する。東北6県の職業安定所が1998年1月から4月に受理した企業の雇用調整助成金計画受理件数は147件で、そのうち木材産業関連が最多の62件を占め、生産調整と深刻な不況

に陥っていることが報道されている。（「日本経済新聞」東北版，1998年5月20日）。加えて、「住宅産直」の取り組みの多くは失敗に帰し、国の林業行政上も高く評価されていた事例が¹⁹⁾欠陥住宅として訴訟問題にまで至るなど、社会問題化している事件さえ少なくない。こうした問題の重大性は、それが単なる個別経営のミスにとまるものではなく、バブル期の国と地方自治体の行政施策の誤り²⁰⁾であり、地方自治体の財政の企業化の帰結でもあった点にある。

また、製品の工業部材化は生産のロット化を進め、製品規格の整理が進行した。大手メーカー向けのエンジニアリングウッドの拡大と木材規格の整理は、多様な規格からなる地域の住宅市場と需要者である大工・工務店から大手メーカー向けに販売先と市場を切り替えるものであった。この点では、最低限ではあるが安全な農産物・食品との観点には有する農政と対比でも、安全で健康な住宅を国民の望む方向とは矛盾したスタンスをとる林政は特異的でもある。特異性に関わり、たとえば「1997年度（平成7年度）林業白書」を紹介しよう。同白書では、資材としての木材の特性について、生理面と健康面での木材の良い影響についてふれつつも、木材の用途開発からセラミック木材、圧縮木材などの工業化木材の利用が強調されている。そして、これはオープンシステムとして特徴的な在来工法技術の木材市場を、クローズドシステムである大手メーカーの技術が支配する木材市場に限定化するものであり、長期的にはオープンシステム市場へのより一層の外材の参入とクローズドシステム市場での国産材の撤退を招来するものになりかねない。

最後に、国際競争力論についてふれよう。国際競争力論はきわめて単純な価格論であり、平易に言えば、国産材価格が割安になれば自給率は回復するというものであった。しかし、それは国産材価格が外材価格より低下した1990年以降の歴史的事実により、ほとんど否定されたのである。参考としてつぎの事例を示そう。在来工法住宅ではおもに柱材として使われるスギ中丸太と、横ものとして使われる米マツ丸太の1m³当たり価格は1986年にはそれぞれ24,100円と23,100円であったのが、1990年には26,600円と26,700円に逆転した。翌年以降も毎年割安傾向で推移し、1996年では22,400円と33,500円となり、割安傾向はより顕著になっている。国産材の米材に対する割安傾向は、一時的ではない性格を強めつつある。

国産材価格の低下とその一方で自給率が上昇しない事実は、外材と国産材の市場競争が単純な価格問題ではないこと、より複雑で現実的な構造をもつことを示している。その一つの事例を示そう。木造住宅建築時に壁の部材としてもっとも良く使用される小幅板がある。小幅板に釘打ちをする場合には、工期をあげるため釘を自動的に打ち出すエアガンが使用されるが、打ち出し強度が米材を前提としているため、柔らかいスギ材では釘の頭が沈んでしまう。そのため、価格が外材より安くても使えないというような事実がある。この他にも、米材に有利なJAS規格の改正、建築基準の改正等の「逆の非関税障壁」が国内に存在するのは看過できない事実である。したがって、木材の自給率問題は住宅問題に関連して、より重層的で複合的な性格をもっている。価格問題に決して単純化できない問題であることを重ねて指摘したい。

6. 住宅・林業問題と小規模地方自治体の課題

- 1) 地域の²¹⁾大工・工務店が木材を代表とする地域の建築資材を用い、地域の特性を生かした住

宅を供給する方式は、ハビタットⅡ宣言に明らかなように、過去ではなく将来の方向を示すものである。しかし、現実的には国産材、地域材を使用して行う住宅供給方式はきわめて例外的である。住宅問題が依然として地域間格差と階層間格差を含み推移するなかで、1980年代から90年代は国内林業が外材に一層席卷され、外材を使用するプレハブ工法とツーバイフォー工法が大手住宅企業の主導で拡大した。一方、工法としては国産材をもっともよく使用する木造軸組工法（在来工法）は停滞した。また、21世紀を目前にして、「市場原理」・「競争原理」を基とする住宅産業ビジョンが先導し、非在来工法による大手住宅企業の町場へのシェア拡大が追求される状況では、町場仕事の木造軸組工法に生きる大工・工務店の将来は、決して安定的なものとはいえない。

しかし、1980年代から90年代にかけて進んだ注目すべき事実は、中小規模地方自治体での木造住宅建築の安定的な展開であった。こうした展開は、地域の住宅市場を構成する地場の大工・工務店の取り組みと地方自治体との一定の共同行動による成果でもあった。その意味で福祉を含む大工・工務店と地方自治体との協力は、介護問題も含めて今後、一層大きな意味をもつようになるだろう。なお、中小規模地方自治体のもとで安定的な住宅供給が展開をみた一方で、県外需要に依拠した多くの第3セクター方式などによる「産直住宅」は停滞を余儀なくされているのは教訓的な意味をもつ。

木造年間建築戸数70万戸の過半が人口15万人以下の中小規模地方自治体のもとで供給されている事実は、そうした地域に地域住宅市場が安定的に展開していることを示すものである。こうした住宅市場の拡大こそ、住宅問題の解決にとって、今後、必要不可欠なものである。また、安定的な展開を支えた大工・工務店の運動は、個別の家づくりから一歩前進し、住民本位の地域づくりを進める運動に展開することが望まれる。その際、「地方自治の本旨」から地方自治体のあり方を明らかにするとともに、民主的な地域住宅市場の確立の原則にたった地域住宅産業構築の方向を検討すべきである。

2) こうした方向の具体化には、健康で安全な住宅を求める国民的な要求に依拠し、国内林業との提携を拡大することが不可欠である。国民の住宅に関する要求を生かす上で重要なのは、地域性重視の視点である。そのために、オープンシステムである木造軸組み工法の特長を生かし、第1に現在は全国一本の建築基準法に地域性を反映させ、その地方版を制定することが必要である。第2に同様に農林規格の地方版を制定し多様な建築工法に合致した木材製品の生産を可能にすることが必要である。第3に住宅に関する主権を確保する立場から、木材についてもセーフガード発動を検討し、部分的に進んでいる大工・工務店の林業者との提携関係と共同事業をさらに前進させ、国内林業の発展を求めることが必要である。第4に住宅に関する取り組みの弱さを国際的な特異性とする我が国の生活協同組合²²⁾に関して、生協と大工・工務店、林業関係者等の協同組合との協同組合間提携を実現する道筋を検討すべきである。

なお、在来工法住宅の機能的特徴である、（もっとも環境適合的といえる）日当たりと通風・通気性の良さという機能の発揮は、集合住宅中心の密集地では期待できないものである。その意味で、木造建築の拡大は土地問題の解決なしにはありえないのであり、この点でも中小規模地方自治体の役割は大きい。

注

- 1) 日本住宅会議／ハビタット日本 NGO フォーラム編『住まいは人権』かがわブックレット107, 1997年。
- 2) 国土庁長官官房参事室編『居住問題に取り組むハビタット』大蔵省印刷局, 1998年。
- 3) 日本住宅会議編『住宅白書1998—住まいと健康』ドメス出版, 1998年, 88頁。
- 4) 同注3), 205～206頁。
- 5) 同注3), 87～88頁。
- 6) 坊垣和明「3. 日本の住宅構造」(厚生省アレルギー総合研究事業「住宅班」『アレルギーと住環境—アレルギーにならないためとアレルギー症状を軽くするための住まい方マニュアル』(財)ビル管理教育センター, 1996年, 4～5頁)
- 7) 「耐久消費財が国民の生活様式にめざましい変化を引き起こすことになった第一の理由は、耐久消費財の腐朽それ自体がまず伝統的な生活様式のスクラップ・アンド・ビルドをおしすすめる性格もったことである。たとえば、ルーム・クーラーの普及には、わが国の従来の住宅建築様式、とくに障子やフスマが障害となった」(成瀬龍夫「戦後日本資本主義と国民生活様式」『日本資本主義と国民生活』講座今日の日本資本主義9巻, 大月書店, 1982年, 15頁)。なお、この点については、我が国の住宅建築様式(在来工法住宅)と林業の関連を分析した拙著に詳しいので、参照されたい(菊間満『地域住宅市場の研究—在来工法住宅と日本林業』日本林業調査会, 1994年)。
- 8) 戸谷英世氏は輸入住宅促進の立場からではあるが、つぎのように指摘する。「アメリカから日本市場に紹介された衛生器具(バスルーム機器, 引用者)は、デザイン, 色彩, 付属する金物などのすべての分野で先進的であった。しかし、日本国内での拡大を阻止したのは、水道関連国内法規とその運用にあった。水は国民の安全衛生の基本という建前で、水質, 水圧の相違をとりあげ、工事業者の免許制と器具の許認可権の裁量性を使って、事実上の国内普及を阻止したのである。これが非関税障壁として欧米諸国から厳しく批判されているものである」(戸谷英世『輸入住宅・四つの革命—ポストバブルの住宅産業戦略』井上書院, 1994年, 186頁)。なお、1998年度の水道法の改正により、この許認可制度は廃止された。
- 9) 岡島孝雄『建材需給の仕組みと影響』東洋書店, 1982年。
- 10) 建設省住宅局木造住宅振興室監修『21世紀の地域住宅産業—木造住宅の新たな展開方向』日本林業調査会, 1997年, 12頁。
- 11) 林野庁監修, 林産行政研究会『木材需給と木材工業の現況(平成9年度版)』黄帆社, 1997, 310頁。
- 12) 早川和男『居住福祉』岩波新書527, 1997年, 203～207頁。
- 13) 建設省住宅局監修『住宅・建築ハンドブック(1998)』日本住宅協会, 1998年, 391～356頁。
- 14) 巽和夫『地域住宅産業の課題と展望』全建総連ブックレット7, 1998年, 3頁。
- 15) 建設政策研究所, 中小商工業研究所共編『建設産業の現在—地域に根ざし国民とともに歩む』東信堂, 1997年, 320頁。
- 16) 「カナダの地場の優秀な建築業者に、その年間建設戸数を尋ねたところ、一〇戸に満たないという」, 「カナダの多くの建築業者の場合、常用の労働者をもつ業者は、デベロッパーと一体になって、継続的に相当数の住宅を建設する大規模業者に限られる。一般の中小建設業者は、家族経営的で、大体三人の経営陣で実施されている」(戸谷英世『アメリカの家・日本の家—住宅文化比較論』井上書院, 1994年, 207頁), 「日本の場合、アメリカには存在しないような巨大なハウスメーカーが存在する反面、アメリカのホームビルダーに相当する住宅建築業者は、各ハウスメーカーや建材業者の系列に組み込まれていて、系列ごとに完全に分断されている」(同221頁)。「北米のホームビルダーは、年間五戸程度の小規模経営が圧倒的多数を占めていて、それでいて、日本の小規模住宅建築業者がやっているようなプレカット材の採用, パネル化などの機械化による省力化を採用しようとはしない。機械化は固定経費を膨張させ、職人の意欲を失わせることを知っているからである」(戸谷, 同注8), 160頁)。

- 17) 「林野3法」を詳解したマニュアルである『新たな林業・木材産業政策の基本方向—林業・木材産業の再生への処方箋から林野3法へ』（林野庁林政課・企画課監修，地球社，1996年）には，法案策定に当たって林野庁長官（当時）の職員への，率直な講話が載せられている。「今更，昭和36年に遡って，外材輸入自由化のとき何もやらなかったことを反省し，輸入規制やろうとかセーフガードを設けようなんて無理な話でございます」（9頁），「川上から川下に安定的に材を供給するためには，どうしても森林施業を大規模にやっていく必要があります」（12頁），「林野三法をうまく駆使すれば，一番大きな山主は国有林なんですから，メリットを一番受けるのは国有林であるといえます」（28頁）。
- 18) 『建築知識』452，1995年1月，124～125頁。
- 19) 「（地域型住宅の，引用者）さきがけとなった秋田をはじめとして」（同注11），291～292頁）。
- 20) 帝国データバンクは「今年は第三セクター倒産元年」とし，その代表例に2月の秋田県木造住宅をあげている（「しんぶん赤旗」1998年10月16日）。また，バブル期に設立された第3セクターは5千ともいわれ，マスコミなどの調査ではその7割が赤字であり，「多くが地域振興に名を借りた私営営利事業体であることが鮮明になっている，破綻処理で税金が投入され住民に被害がしわ寄せされている，自治体関係者が誰も経営責任をとっていないこと，自治体の財政危機に拍車をかけている」との研究者の発言を紹介している（「しんぶん赤旗」1998年11月10日）。
- 21) 巽和夫氏は，大手住宅メーカーの住宅供給システムは各社間で互換の不可能なクローズドシステムである。一方，これに対し在来工法は各業者間に互換性のあるオープンシステムであって，互換性が必要となるこれからの社会にとって，この特徴を新しい形で維持して行く必要性を強調している（同注14），19～20頁）。
- 22) この点に関し，西山卯三氏は次のように指摘した。「一九六〇年に設立された『勤労者住宅全国協議会』は，（中略）国に，大量の公共住宅を建設することを要求したが，同時に労働者の自主的な住宅建設組織として住宅協同組合の整備を目指した。また，五八年に設立されていた（財）日本労働者住宅協会も，一時『住宅生活協同組合』の設立をもくろんだが，結局六六年に設立された『日本労働者住宅協会』の受託団体として，一般の不動産業者とかわらない分譲住宅の供給機関になってしまった」（西山卯三『すまい考今学—現代日本住宅史』彰国社，1989年，440頁）。